

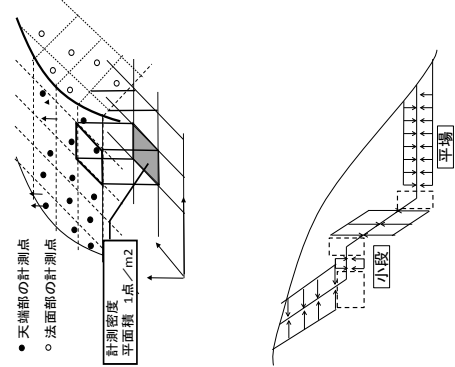
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長φ	-200			
						φ < 5m	法長-4%			
						φ ≥ 5m				

# 出来形管理基準及び規格値

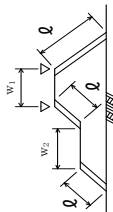
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナ(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TS(トス等)」、「TS(ノンブリズ工編)」、「RTK-GNSS工編)」、「TS(ノンブリズ工編)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSS工編)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナ」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						法面 (小段含む)	±70			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平面	平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段含む)	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。		I-2-3-3
						法長ℓ	-100			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	法長-2%			



# 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 4割<勾配 法面 4割≧勾配 (小段含む) ※ただし、勾配は、鉛直方向の長さ1に對する、水平方向の長さXをX割と表したものと	平均値 -50 -50 -60 個々の計測値 -150 -170 -170	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS等理要領(土工編(案))」、「TS(ノンブリズ工編(案))」、「TS(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3

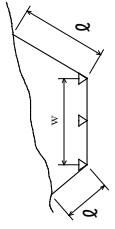
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
1	共通編	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
						幅					
1	共通編	3	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm t ≥ 15cm	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	
						幅	w				-100

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
							法長φ	-200			
							φ < 5m	法長-4%			
							φ ≥ 5m	-100			
					幅	w					

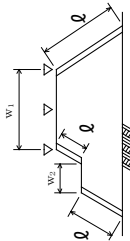
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S等理要領(土工編(案))」、「T S(ノンブリズ工編)方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						法面 (小段 含む)	±150 ±70			
						法面 (軟岩 I) (小段含)	±160 ±70 ±330			

出来形管理基準及び規格値

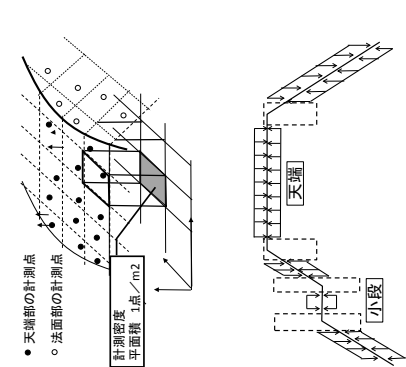
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準	±50	▽	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	測点箇所	1-2-4-3 1-2-4-4
							法長					
							法長	法長 - 2%	θ ≥ 5m			
							幅	-100	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>			



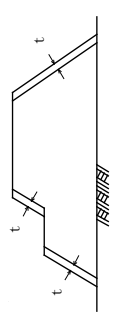
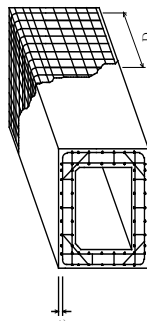


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S等理要領(土工編(案))」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段含む)	±80	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法尻、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	共通編	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
						平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径		1-3-7-4
1	共通編	7	4		組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章 2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		